

平成30年度 第3回新潟市水道事業経営審議会 次 第

日 時 平成31年3月18日(月) 午後2時00分から
場 所 新潟市水道局 研修センター

1 開 会

2 議 事

(1) 平成31年度水道事業会計予算(案)について

- ・予算資料1 平成31年度水道事業会計当初予算説明資料
- ・予算資料1-1 平成31年度水道事業会計予算のあらまし
(広報紙・水先案内抜粋)
- ・予算資料2 新潟市給水条例の一部改正について
- ・予算資料3 緊急連絡管の整備について
- ・予算資料3-1 緊急連絡管設置場所
- ・予算資料4 浄配水施設再編基本構想

(2) 水道法の改正について(概要)

- ・水道法資料1 水道を取り巻く状況
- ・水道法資料2 新潟市水道局における広域連携, 官民連携の状況
- ・水道法資料3 適切な資産管理の推進
- ・水道法資料4 指定給水装置工事事業者の指定の更新制導入について

(3) 平成30年度に締結した災害協定について

- ・協定資料1 災害協定の締結について
- ・協定資料1-1 災害協定締結一覧

3 閉会

新潟市水道事業経営審議会委員名簿

(任期：平成 29 年 10 月 1 日～31 年 9 月 30 日)

※ 50 音順，敬称略

氏 名	肩 書
いけだ のりよし 池田 文美	池田公認会計士事務所 公認会計士
うだ たかゆき 宇田 隆幸	新潟国際情報大学 情報文化学部 情報システム学科教授
おおぬき みねお 大貫 三子男	公益社団法人 日本水道協会 総務部長
おだ としひろ 小田 敏博	一般財団法人 新潟経済社会リサーチセンター 理事 事務局長
かとう せつこ 加藤 節子	公募委員
きしなみ くみこ 岸波 久美子	公募委員
きむら ゆみ 木村 由美	新潟商工会議所 女性会 理事
こうろ かずひろ 紅露 一寛	新潟大学 工学部教授
たかはし かつお 高橋 嘉津夫	北陸ガス株式会社 取締役企画部長
ほんま ひでこ 本間 秀子	新潟市消費者協会新潟支部 理事

※ 高橋委員の任期は平成 31 年 3 月 1 日～平成 33 年 2 月 28 日

平成31年度

水道事業会計当初予算説明資料

水道局

予 算 の 概 要

1 業務の予定量

(議案書第2条関係・・・41ページ)

・給水戸数	329,000 戸	前年度比	2,000 戸	100.6%
・年間配水量	97,781,000 m ³	前年度比	△ 866,000 m ³	99.1%
・年間給水量	92,599,000 m ³	前年度比	△ 721,000 m ³	99.2%
・有収率	94.7 %	前年度比	0.1 P	100.1P

2 予算規模及び予算の概要

(1) 総事業費

(単位:千円)

31年度 A	30年度 B	前年度比	
		A-B	A/B
27,822,683	28,399,707	△ 577,024	98.0%

(2) 収益的収入及び支出

(議案書第3条関係・・・42ページ)

(単位:千円)

	31年度 A	30年度 B	前年度比	
			A-B	A/B
事業収益	17,345,909	17,090,376	255,533	101.5%
営業収益	15,446,958	15,345,277	101,681	100.7%
営業外収益	1,432,492	1,430,164	2,328	100.2%
特別利益	466,459	314,935	151,524	148.1%
事業費	15,866,771	15,406,572	460,199	103.0%
営業費用	14,341,097	13,779,192	561,905	104.1%
営業外費用	766,600	824,362	△ 57,762	93.0%
特別損失	754,074	798,018	△ 43,944	94.5%
予備費	5,000	5,000		100.0%
差引	1,479,138	1,683,804	△ 204,666	87.8%
純利益(税抜)	(775,673)	(1,009,759)	(△ 234,086)	(76.8%)

(3) 資本的収入及び支出

(議案書第4条関係・・・43ページ)

(単位:千円)

	31年度 A	30年度 B	前年度比	
			A-B	A/B
資本的収入	4,692,787	5,218,302	△ 525,515	89.9%
企業債	3,767,000	4,137,000	△ 370,000	91.1%
国庫補助金	288,245	288,801	△ 556	99.8%
出資金	322,000	470,000	△ 148,000	68.5%
固定資産売却代金	1	1		100.0%
消火栓設置負担金	58,791	68,000	△ 9,209	86.5%
補償金	250,750	248,500	2,250	100.9%
投資償還金	6,000	6,000		100.0%
資本的支出	11,955,912	12,993,135	△ 1,037,223	92.0%
建設改良費	9,223,938	10,098,290	△ 874,352	91.3%
企業債償還金	2,731,974	2,894,845	△ 162,871	94.4%
差引	△ 7,263,125	△ 7,774,833	511,708	93.4%

資本的収支不足額 7,263,125 千円は、

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 | 693,044 千円 |
| ② 当年度損益勘定留保資金 | 4,907,480 千円 |
| ③ 建設改良積立金 | 1,662,601 千円 で補てんする。 |

3 予算の内訳(実施計画関係)

(1)収益的収入及び支出・・・予算説明書(特別会計・企業会計) 164ページ, 165ページ

○収入

(単位:千円)

款	項	目	31年度 A	30年度 B	増減 A-B	前年度比 A/B
1 事業収益			17,345,909	17,090,376	255,533	101.5%
	1 営業収益		15,446,958	15,345,277	101,681	100.7%
		1 給水収益	14,657,603	14,637,740	19,863	100.1%
		2 他会計負担金	125,549	106,350	19,199	118.1%
		3 その他営業収益	663,806	601,187	62,619	110.4%
	2 営業外収益		1,432,492	1,430,164	2,328	100.2%
		1 受取利息及び配当金	423	423		100.0%
		2 加入金	247,842	257,274	△ 9,432	96.3%
		3 負担金交付金	46,978	48,294	△ 1,316	97.3%
		4 長期前受金戻入	1,080,734	1,063,568	17,166	101.6%
		5 雑収益	56,515	60,605	△ 4,090	93.3%
	3 特別利益		466,459	314,935	151,524	148.1%
		1 固定資産売却益	1	1		100.0%
		2 過年度損益修正益	1	1		100.0%
		3 浄水汚泥等対策賠償金	466,457	314,933	151,524	148.1%

○支出

(単位:千円)

款	項	目等	31年度 A	30年度 B	増減 A-B	前年度比 A/B
1 事業費			15,866,771	15,406,572	460,199	103.0%
	1 営業費用		14,341,097	13,779,192	561,905	104.1%
		1 職員給与費	2,352,610	2,391,400	△ 38,790	98.4%
		2 委託料	2,364,930	2,036,399	328,531	116.1%
		3 修繕費	1,470,710	1,446,114	24,596	101.7%
		4 動力費	692,889	642,700	50,189	107.8%
		5 薬品費	225,831	200,534	25,297	112.6%
		6 受水費	465,087	457,131	7,956	101.7%
		7 減価償却費等	5,981,015	5,599,895	381,120	106.8%
		8 その他の営業費用	788,025	1,005,019	△ 216,994	78.4%
	2 営業外費用		766,600	824,362	△ 57,762	93.0%
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	743,590	794,056	△ 50,466	93.6%
		2 雑支出	6,206	1,823	4,383	340.4%
		3 消費税及び地方消費税	16,804	28,483	△ 11,679	59.0%
	3 特別損失		754,074	798,018	△ 43,944	94.5%
		1 固定資産売却損	1	1		100.0%
		2 過年度損益修正損	7,593	6,604	989	115.0%
		3 浄水汚泥等対策費	746,480	791,413	△ 44,933	94.3%
	4 予備費		5,000	5,000		100.0%
		1 予備費	5,000	5,000		100.0%

(2)資本的收入及び支出・・・予算説明書(特別会計・企業会計) 166ページ

○収入

(単位:千円)

款	項	目	31年度 A	30年度 B	増減 A-B	前年度比 A/B
1 資本的收入			4,692,787	5,218,302	△ 525,515	89.9%
	1 企業債		3,767,000	4,137,000	△ 370,000	91.1%
		1 企業債	3,767,000	4,137,000	△ 370,000	91.1%
	2 国庫補助金		288,245	288,801	△ 556	99.8%
		1 国庫補助金	288,245	288,801	△ 556	99.8%
	3 出資金		322,000	470,000	△ 148,000	68.5%
		1 出資金	322,000	470,000	△ 148,000	68.5%
	4 固定資産 売却代金		1	1		100.0%
		1 固定資産売却代金	1	1		100.0%
	5 消火栓 設置負担金		58,791	68,000	△ 9,209	86.5%
		1 消火栓設置負担金	58,791	68,000	△ 9,209	86.5%
	6 補償金		250,750	248,500	2,250	100.9%
		1 補償金	250,750	248,500	2,250	100.9%
	7 投資償還金		6,000	6,000		100.0%
1 長期貸付償還金		6,000	6,000		100.0%	

○支出

(単位:千円)

款	項	目	31年度 A	30年度 B	増減 A-B	前年度比 A/B
1 資本的支出			11,955,912	12,993,135	△ 1,037,223	92.0%
	1 建設改良費		9,223,938	10,098,290	△ 874,352	91.3%
		1 原水施設費	11,919	15,887	△ 3,968	75.0%
		2 浄水施設費	330,244	481,863	△ 151,619	68.5%
		3 配水施設費	189,754	377,493	△ 187,739	50.3%
		4 基幹管路更新費	2,425,220	2,499,120	△ 73,900	97.0%
		5 基幹管路整備費	954,820	577,800	377,020	165.3%
		6 配水支管更新費	2,684,055	2,478,600	205,455	108.3%
		7 配水支管整備費	1,129,950	1,266,990	△ 137,040	89.2%
		8 阿賀野川浄水場施設整備費	603,720	1,895,400	△ 1,291,680	31.9%
		9 配水場施設整備費	546,480	209,952	336,528	260.3%
		10 営業設備費	347,776	295,185	52,591	117.8%
	2 企業債償還金		2,731,974	2,894,845	△ 162,871	94.4%
		1 企業債償還金	2,731,974	2,894,845	△ 162,871	94.4%

4 主な事業計画

(単位:千円)

施策等		事業費	事業の概要
安全	水質管理の充実・強化	52,131	○ 水質管理体制の強化 ・水質検査機器の適切な維持管理 ・水質検査機器の計画的更新及び整備 52,131
強靱	浄配水施設の計画的更新及び災害対策	1,590,581	○ 阿賀野川浄水場施設整備事業 ・構内水管耐震化 ・電気設備更新 ・構内給水管更新 ・監視制御設備更新 ・洗浄水槽改良 603,720 ○ 配水場施設整備事業 ・監視制御設備更新(竹尾配水場他) ・配水ポンプ電気設備更新(内島見配水場) ・ポンプ設備更新(内島見・南浜配水場) ・受変電設備機能増設(内島見配水場) ・自家発用電気盤機能増設(内島見配水場) 546,480 ○ 浄配水施設の更新及び整備 ・構内水管耐震化(戸頭浄水場) ・2系3・4号ろ過池弁類更新(満願寺浄水場) ・耐震化工事実施設計(満願寺浄水場他) ・配水場設備更新基本設計(満願寺系配水場) ・施設整備基本設計(巻浄水場他) ほか 440,381
	管路施設の計画的更新及び災害対策	6,075,755	○ 基幹管路更新事業 ・φ500 ～ φ700 L = 5,080 m 2,425,220 ○ 基幹管路整備事業 ・φ300 ～ φ500 L = 2,374 m 954,820 ○ 配水支管更新事業 【老朽管更新】 ・φ50 ～ φ300 L = 9,734 m 2,684,055 【重要施設向け配水管の耐震化】 北区役所・医療機関3施設 ・φ100 ～ φ150 L = 1,455 m 【鉛給水管更新】 ・φ50 L = 1,699 m 230件更新 *上記事業以外での戸別更新 808件 ○ 緊急連絡管整備 【新規】 ・連絡管整備 (新潟広域都市圏ビジョン連携事業 燕市) 11,660 《参考:基幹管路耐震適合率》 30年度末見込:63.6%⇒31年度末見込:65.5%

(単位:千円)

施策等		事業費	事業の概要	
持続	経営基盤の強化	29,876	○ 浄配水施設再編基本構想の策定【新規】	29,160
			○ 水道事業経営審議会の効果的運用	716
	戦略的な広報及び お客さまの意見・要 望の把握	45,183	○ 戦略的な広報の実施	42,959
			○ お客さまアンケートの実施	1,883
○ 水道モニター制度の運用			341	
放射性物質を含む 浄水汚泥の適切な 管理と情報提供	746,480	○ 浄水汚泥(200Bq/kg以下)の有効利用	577,660	
		○ 収納庫保管汚泥(8,000Bq/kg以下)の処分	168,820	
技術・知識を有する 人材の確保と育成	4,436	○ 各種研修の実施	4,436	

5 建設事業計画

(1) 継続事業及び財源内訳

(単位:千円)

事業名	総事業費	年度	31年度 事業費	左の財源内訳		備考
阿賀野川浄水場 施設整備事業	7,022,160	平成27年度) 平成31年度	603,720	企業債	445,000	構内水管耐震化 電気設備更新 構内給水管更新 監視制御設備更新 洗浄水槽改良
				出資金	2,000	
				自己資金	156,720	
配水場 施設整備事業	2,178,220	平成28年度) 平成32年度	546,480	企業債	404,000	監視制御設備更新 (竹尾配水場他) 配水ポンプ電気設備更 新(内島見配水場) ポンプ設備更新 (内島見・南浜配水場) 受変電設備機能増設 (内島見配水場) 自家発用電気盤機能増 設(内島見配水場)
				自己資金	142,480	

(2) 単年度事業

(単位:千円)

名称	事業費	備考
基幹管路更新事業	2,425,220	◇基幹管路更新 φ 500～φ 700 L = 5,080 m 2,406,520 実施設計業務委託 18,700
基幹管路整備事業	954,820	◇基幹管路整備 φ 300～φ 500 L = 2,374 m 892,120 実施設計業務委託 55,000 負担金 7,700
配水支管更新事業	2,684,055	◇老朽管更新 φ 50～φ 300 L = 9,734 m 2,117,351 実施設計業務委託 61,600 ◇重要施設向け配水管の耐震化 φ 100～φ 150 L = 1,455 m 285,588 ◇鉛給水管更新 φ 50 L = 1,699 m 219,516
その他の管路整備	1,129,950	・道路改良等に伴う配水支管の整備 57,200 ・新規給水要望に伴う配水支管の新設 165,000 ・他事業工事に伴う配水支管の移設 540,540 ・消火栓の新設 8,800 ・建設事務費 358,410

(単位:千円)

名 称	事業費	備 考
浄配水場等施設整備	原水施設費	11,919 沈砂池作業用電源盤設置工事(信濃川取水場) 原水流量調節弁更新工事(戸頭浄水場)
	浄水施設費	330,244 排水池返送ポンプ更新工事(青山浄水場) 配水サンプリング管布設工事(青山浄水場) PAC注入配管更新工事(阿賀野川浄水場) 2系3・4号ろ過池弁類更新工事(満願寺浄水場) 監視制御設備機能増設工事(満願寺浄水場) 排水処理ポンプ更新工事(満願寺浄水場) 2系沈澱池遮光シート更新工事(満願寺浄水場) 他9件
	配水施設費	189,754 構内水管耐震化工事(戸頭浄水場) 無停電電源装置更新工事(戸頭浄水場) 秋葉系送水管管理用仕切弁設置工事 他3件
	計	531,917
営業設備費	347,776	水道メーター 液体クロマトグラフ質量分析計(水質管理センター) 等

今年度の予算の概要と主な事業 取り組みについてお知らせします。

総事業費 278 億円



水道水をつくるための予算 〔収益的収支〕

収入 173億4,591万円



お客さまからの水道料金
146億5,760万円

加入金や負担金など
26億8,831万円

支出 158億6,677万円 支払利息 7億4,359万円



人件費
23億5,261万円

修繕費や委託料などの物件費
67億8,955万円

減価償却費など
59億8,102万円



水道施設をつくるための予算 〔資本的収支〕

収入 46億9,279万円



借入金
37億6,700万円

※収支不足額 72億6,312万円は、減価償却費や積立金など内部で留保された資金で補てんします。

支出 119億5,591万円



施設の建設改良費
92億2,394万円

借入金の返済
27億3,197万円

主な事業・取り組み

安全

予算額 5,213万円

水質管理の充実・強化

- 水質検査機器の適切な維持管理
- 水質検査機器の計画的更新および整備

強靱

予算額 76億6,634万円

浄配水施設の計画的更新および災害対策

- 阿賀川浄水場浄水設備整備事業
- 西水浄水場浄水設備整備事業
- 浄水場の更新および整備

管路施設の計画的更新および災害対策

- 基幹管路更新事業
- 基幹管路整備事業
- 配水支管更新事業
- 緊急連絡管整備

持続

予算額 8億2,598万円

経営基盤の強化

- 浄水場の再生編基本構想の策定
- 水道事業経営審議会の効果的運用

戦略的な広報および

お客さまの意見・要望の把握

- 戦略的な広報の実施
- お客さまアンケートの実施
- 水道モニター制度の運用

放射性物質を含む浄水汚泥の

適切な管理と情報提供

- 浄水汚泥の有効利用など

技術・知識を有する人材の確保と育成

- 各種研修の実施

お問い合わせは 水道局経営管理課へ

新潟市給水条例の一部改正について

水 道 局

1. 改正理由

消費税法の一部が改正され、平成31年10月1日から新税率が適用開始となることに伴い、水道料金及び加入金への消費税相当額の加算を定めた給水条例の関係部分について所要の改正を行うもの。

2. 改正要旨

(1) 「100分の108」表記を「100分の110」に改める。

(条例第26条第1項、第33条の2第1項、附則第21項)

(2) 施行期日

平成31年10月1日

(3) 施行日前から水道を継続使用している場合の経過措置

ア. 施行日から平成31年10月31日までの間に検針が行われる(使用料の額が確定する)場合の料金は、旧税率を適用する。

イ. 施行日後初めて検針が行われる(使用料の額が確定する)日が、平成31年10月31日より後の場合の料金は、別途算定式により算出した部分に旧税率を適用する。

ウ. イの算式、月数の取り扱いについて定める。

(改正条例の附則第2項 第3項 第4項)

(4) 改正後の加入金の額の算定において、施行日以後に申込みをした場合に適用し、施行日前に申込みをした場合は改正前の額による。

(改正条例の附則第5項)

給水条例（昭和33年新潟市給水条例第32号）新旧対照表

新	旧	備考
<p>(料金の額)</p> <p>第26条 料金の額は、1月につき次の表に掲げるところにより算出した基本料金と従量料金との合計額(第28条第2項の規定に基づき、隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該各月分の額を合計したものに<u>100分の110</u>を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。))とする。この場合において、使用水量が従量料金欄の2以上の欄に該当するときの従量料金は、それぞれの欄ごとに算定した額の合計額とする。</p> <p>表及び備考 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入金)</p> <p>第33条の2 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から次の表に掲げる金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、変更をする場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2, 3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(旧口径が30ミリメートルのメーターである場合の加入金の額の特例)</p> <p>21 新潟市条例差額の算定において、旧口径が30ミリメートルのメーターである場合の旧口径に应ずる加入金の額は、213,000円に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(料金の額)</p> <p>第26条 料金の額は、1月につき次の表に掲げるところにより算出した基本料金と従量料金との合計額(第28条第2項の規定に基づき、隔月検針により使用水量を計量する場合においては、当該各月分の額を合計したものに<u>100分の108</u>を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。))とする。この場合において、使用水量が従量料金欄の2以上の欄に該当するときの従量料金は、それぞれの欄ごとに算定した額の合計額とする。</p> <p>表及び備考 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入金)</p> <p>第33条の2 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から次の表に掲げる金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を加入金として徴収する。ただし、変更をする場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2, 3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(旧口径が30ミリメートルのメーターである場合の加入金の額の特例)</p> <p>21 新潟市条例差額の算定において、旧口径が30ミリメートルのメーターである場合の旧口径に应ずる加入金の額は、213,000円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

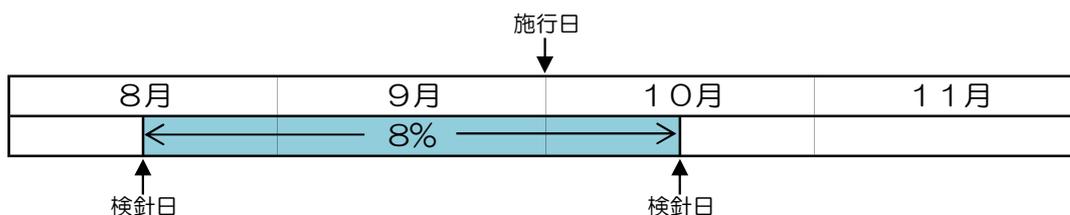
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続している水道の使用で、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が平成31年10月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する基本料金及び従量料金の合計額を前回確定日（施行日前の直近の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限り、料金の額については、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 5 改正後の第33条の2第1項及び附則第21項の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造（水道メーターの口径を増す改造に限る。）の申込みをする者に係る加入金について適用し、施行日前に当該申込みをした者に係る加入金については、なお従前の例による。

施行日前から水道を継続使用している場合の料金の経過措置

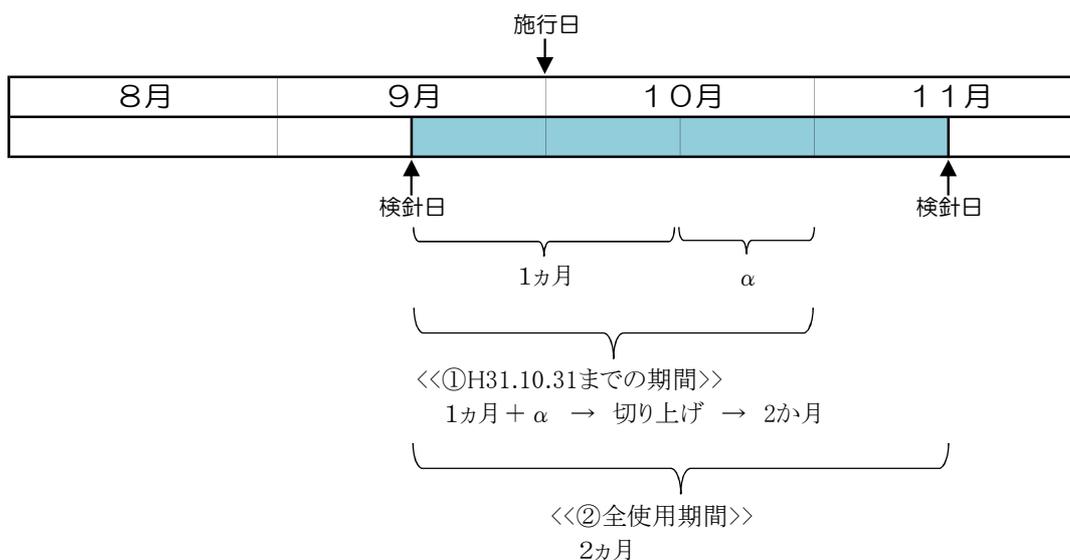
(附則第2項・第3項・第4項)

1. H31.10.31までに検針を行うもの (2. 改正要旨 (3) ア.)



※施行日 (H31.10.1) 前から継続使用し、施行日からH31.10.31までの間に検針が行われる場合、全て旧税率(8%)で計算(消費税法附則第5条第2項)

2. H31.11.1以降検針を行うもの (2. 改正要旨 (3) イ. ウ.)



※施行日 (H31.10.1) 前から継続使用し、施行日後、最初の検針がH31.11.1以降の場合、全使用期間②の内、H31.10.31までの期間①に相当する部分は旧税率(8%)で計算(消費税法施行令附則第4条第3項)

※1月に満たない端数を1月として計算(消費税法施行令附則第4条第4項)

$$\frac{\text{①10/31までの期間 (2ヵ月)}}{\text{②全使用期間 (2ヵ月)}} \Rightarrow \text{旧税率 (8\%) で計算}$$

緊急連絡管の整備について

経営管理課

事故・災害発生時における水道水の安定給水の推進に向けて、新潟市と燕市との給水区域管網末端部に緊急連絡管を整備するもの。

事故・災害発生時には、緊急連絡管の水融通により、断水区域の縮小や一部地域の断水解消を図ることができる。

今年度、連絡管を接続する市町村の有無について調査を実施した結果、燕市と整備を進めることとなり、来年度中に計2路線の工事着工及び竣工する予定。

(新潟広域都市圏ビジョン取組み)

【設置場所】

①新潟市西蒲区羽黒他 ⇄ 燕市長所他

想定水融通 新潟市：約200世帯、燕市側：約240世帯



②新潟市西蒲区栄町他 ⇄ 燕市佐渡山他

想定水融通 新潟市：約250世帯、燕市側：約230世帯



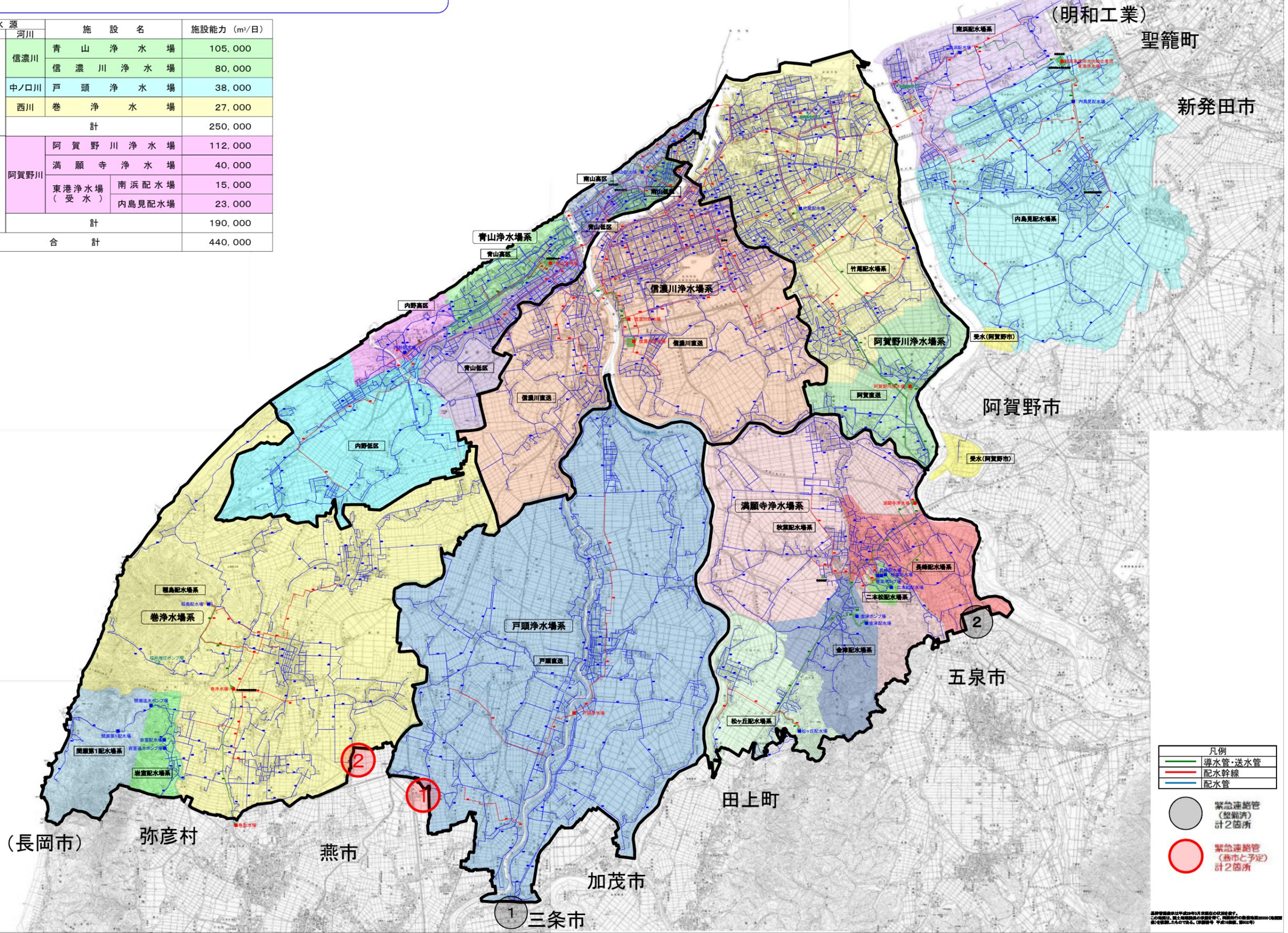
【イメージ図】

◎新潟市南区新飯田他 ⇄ 三条市代官島他 (平成25年度に竣工済)



緊急連絡管 設置場所

水系	河川	施設名	施設能力 (m ³ /日)
信濃川	信濃川	青山浄水場	105,000
		信濃川浄水場	80,000
	中ノ口川	戸頭浄水場	38,000
	西川	巻浄水場	27,000
計			250,000
阿賀野川	阿賀野川	阿賀野川浄水場	112,000
		満願寺浄水場	40,000
	東港浄水場 (受水)	南浜配水場	15,000
		内島見配水場	23,000
	計		
合計			440,000



- 凡例
- 導水管・送水管 (Green line)
 - 配水幹線 (Red line)
 - 配水管 (Blue line)
 - 緊急連絡管 (整備済) 計2箇所 (Grey circle)
 - 緊急連絡管 (熱市と予定) 計2箇所 (Red circle)

※詳細情報は平成26年6月現在のものであり、変更の可能性があります。
この図は、国土院の提供によるもので、国土院の責任ではありません。
資料提供元：国土院（平成26年6月現在）

『 浄配水施設再編基本構想 』

1 背景

事業の持続性確保

▶ 水需要の動向

- ・ 人口減少により、水需要減少の長期化は確実であり、経営環境悪化や施設効率低下などが懸念される。
- ・ より一層の事業効率化が求められており、施設に関しては規模の適正化が必要である。

▶ 施設規模の適正化

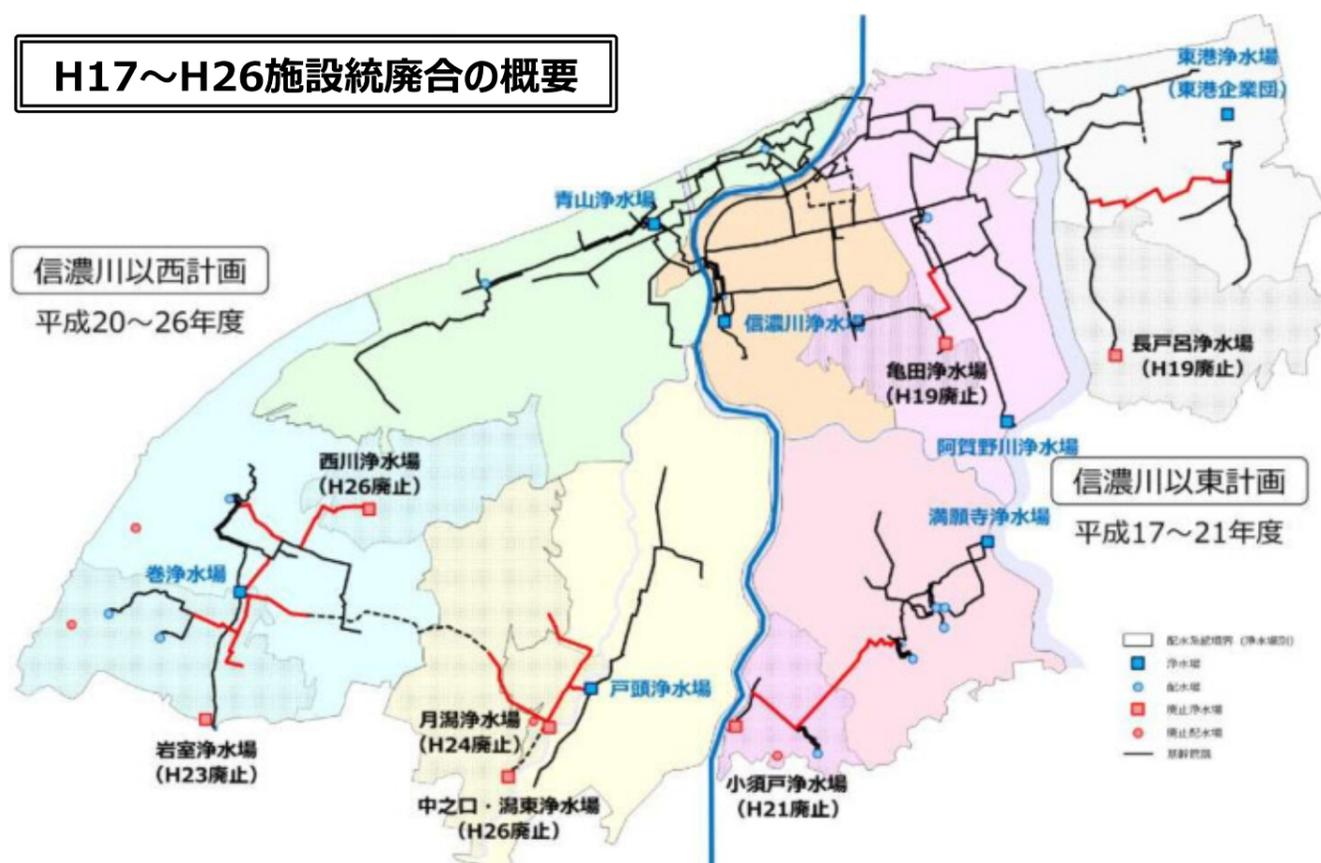
- ・ 水需要減少期には、ダウンサイジングにより、資産を圧縮し、経常経費を抑制することが求められる。
- ・ 施設の管理費用を削減するには、余剰施設の廃止が最も効果的と考えられる。

2 これまでの取り組み

市町村合併以降の施設統廃合

▶ 老朽化施設・小規模施設の廃止

H17～H26施設統廃合の概要



3 目的

合理的な施設整備投資

▶ 施設の将来像の明確化

- ・ 水需要が減少していく中で、全施設の更新を推進していくべきか、投資の有効性を考えなければならない。
(施設更新等は、長期的視点から、その必要性や整備内容を検討しなければならない。)
- ・ 将来的な施設の存否や配置は、今後の施設更新に大きく影響する。
- ・ 効率的な施設整備を進めるためには、施設の将来像の明確化が必要である。

4 基本方針

効率性の高いダウンサイジング

- ① 資産圧縮・経常経費抑制……………施設統廃合による施設数の減少
- ② 拡張整備の抑制……………既存施設の活用 (施設能力、施設配置)
- ③ 水需要減少期を考慮……………水需要の動向に合わせた段階的再編
- ④ 投資の最適化……………廃止予定施設における施設整備の最小化

5 現在の取り組み

浄配水施設再編基本構想策定業務 (2018～2019年度)

- 施設の現状評価・水需要予測
- 施設再編案及びスケジュールの検討

スケジュール検討のポイント

- 水需要の動向……………統廃合の可否に関わる
- 廃止施設の経過年数……………法定耐用年数や設備更新需要を考慮
- 廃止施設の設備更新計画・関連する管路更新計画……………廃止時期に応じた見直し

□ 長期計画の策定

課題や効果、具体的内容を整理し、長期的な施設整備方針 (将来構想)となる計画書としてまとめる。

⇒ 新MP後期、次期MPへ反映

水道を取り巻く状況

現状と課題

水道法資料 1

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中(H28年度14.8%)。
- すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。

②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない(年1%の上昇率)。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。

 これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

改正の趣旨

水道法の一部を改正する法律の概要

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。）

0. 法律の目的 (第1条)

【改正趣旨】

給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から、人口減少に伴う水の需要の減少、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存の水道施設を維持・更新するとともに、必要な人材の確保が求められる時代となったことに対応し、水道の計画的な整備から水道の基盤の強化が求められている。このため目的規定を改正するもの。

改正前

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。



改正後

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

新潟市水道局における広域連携，官民連携の状況

経営管理課

○広域連携

◆新潟県における水道事業の基盤強化検討会

- ・ 県生活衛生課と市町村課の共催
- ・ 開催日：平成30年8月31日，平成31年1月10日

<設置の経緯>

水道事業の持続性を確保するため，各市町村等の実情を踏まえた広域連携による経営基盤の強化や，経営効率化等の方策を検討することを目的に，新潟県が平成30年3月29日に設置。

<ブロック検討会>

新潟県内を6ブロック（村上，新潟，中越，上越，魚沼，佐渡）に分け，各ブロック内で，各水道事業者の現状及び課題，民間活用の実施及び検討，その他（アセットマネジメント，地域水道ビジョン，耐震化計画，経営戦略の策定状況など）について，情報共有を行い，県における水道事業の基盤強化検討会で報告をおこなっている。（平成30年11月29日開催）

<新潟ブロック構成団体14団体>

新発田市，阿賀野市，胎内市，聖籠町，五泉市，阿賀町，燕市，弥彦村，三条市，加茂市，田上町，新潟東港地域水道用水供給企業団，三条地域水道用水供給企業団，新潟市（ブロック事務局）。

◆新潟広域都市圏ビジョン

平成29年3月に，総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づいて，近隣10市町村と連携協定を締結した。（水道局は2事業）

<水道分野専門別研修>

新潟市が実施する水道分野の各専門技術研修について，連携市町村の各事業体職員も受講することで，専門的な知識や技術力の向上，事業の効率化と職員のスキルアップを図る。今後の取り組みは，従来からの取り組みを継続する。

<事故・災害時における上水道の安定供給の推進>

- （1）事業内容 市町村（給水区域）を跨いだ緊急連絡管の整備・検討
（新潟市⇔五泉市，新潟市⇔三条市 整備済）
- （2）日本水道協会中部地方支部HPに関する情報（資機材備蓄状況等）の提供

(3) 各市町村が受援マニュアルなどの作成や改訂

(4) その他広域連携事案の検討

今後の取り組みについて、緊急連絡管の整備は来年度に燕市と配水管を接続する工事を行う予定。

○官民連携

◆改正水道法における官民連携の推進

改正水道法によるコンセッション方式については、現時点では導入の予定はないものの、導入におけるメリット、デメリットの把握に努めながら、他都市の動向を注視するとともに、事例を参考に研究していく。

※コンセッション方式：地方自治体が水道事業者としての位置付けを維持しつつ、施設の所有権を残したまま民間事業者に事業の運営権を設定するもので、導入については議会の議決を経て、それぞれの自治体において判断されるもの。

【参考】

◆新潟市水道局における主な個別委託業務

- ・ 検針事務（昭和 44 年～）
- ・ 料金収納窓口業務（平成 7 年～）
- ・ 中止清算業務（平成 8 年～）
- ・ コールセンター受付業務（平成 21 年～）
- ・ 再検針業務（平成 22 年～）
- ・ 浄水場運転監視業務（平成 27 年～）
- ・ 新設調査（平成 28 年～）
- ・ 料金滞納整理業務（平成 29 年～）

◆他事業体におけるコンセッション方式導入の状況

- ・ 大阪市（検討）
- ・ 宮城県（検討）
- ・ 浜松市（下水道事業：平成 30 年～導入）

3.2.2 公共施設等運営権方式

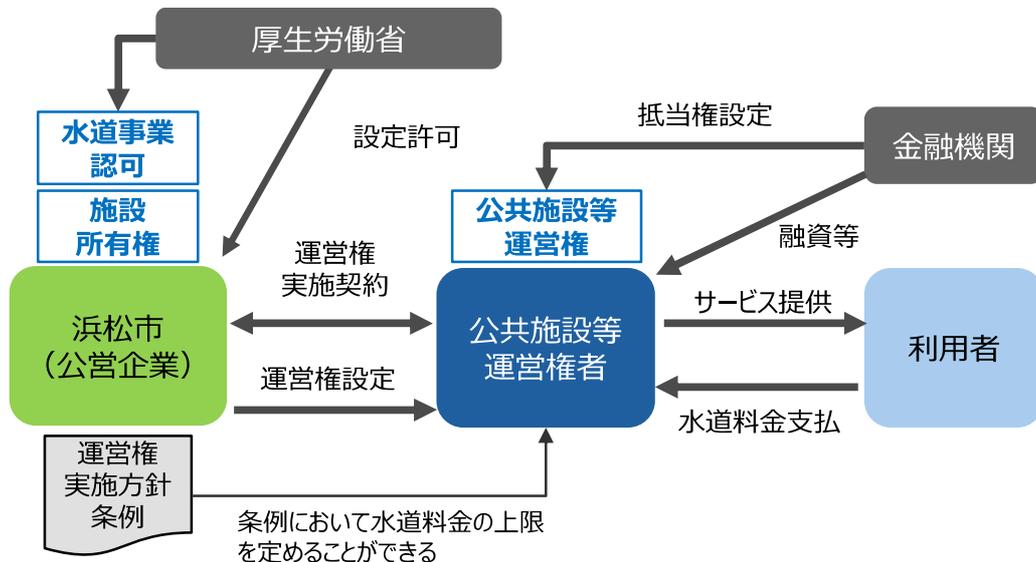
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）における、公共施設等運営権方式（以下「コンセッション方式」という。）の導入を想定する。

コンセッション方式とは、公共施設の所有権を公共が有したまま、公共施設の運営権を民間事業者を設定し、運営権を設定された民間事業者（運営権者）が直接、利用料金（水道料金）を收受しながら、運営、維持管理、改築更新等の業務を実施する手法であり、実施するためには、PFI法に基づき、実施方針条例を定めることから、議会の議決を必要とする。なお、平成30年2月時点で水道事業においてコンセッション方式を用いている事例はない。

現行水道法では、コンセッション方式を実施する場合は民間事業者が水道法上の最終責任（水道事業認可）を取得し、地方公共団体の水道事業認可を廃止する必要があるが、現在、水道法改正に向けた手続きが進められており、改正された場合は水道事業認可が地方公共団体に残った上で、民間事業者は運営権の設定を受け、水道事業を実施することが想定されている。（本検討では、水道法が今後改正されることを前提とする。）

また、PFI法の規定により、運営権者が收受する水道料金の上限は条例で定めることができる。事業期間は、投資回収なども考慮して長期間となることが一般的である。

図表 3-3 想定するコンセッション方式のスキーム概要



※ 水道法に関連する記述及び図示等は現時点で改正されていない水道法改正案等を前提としており、確定している内容ではない。

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

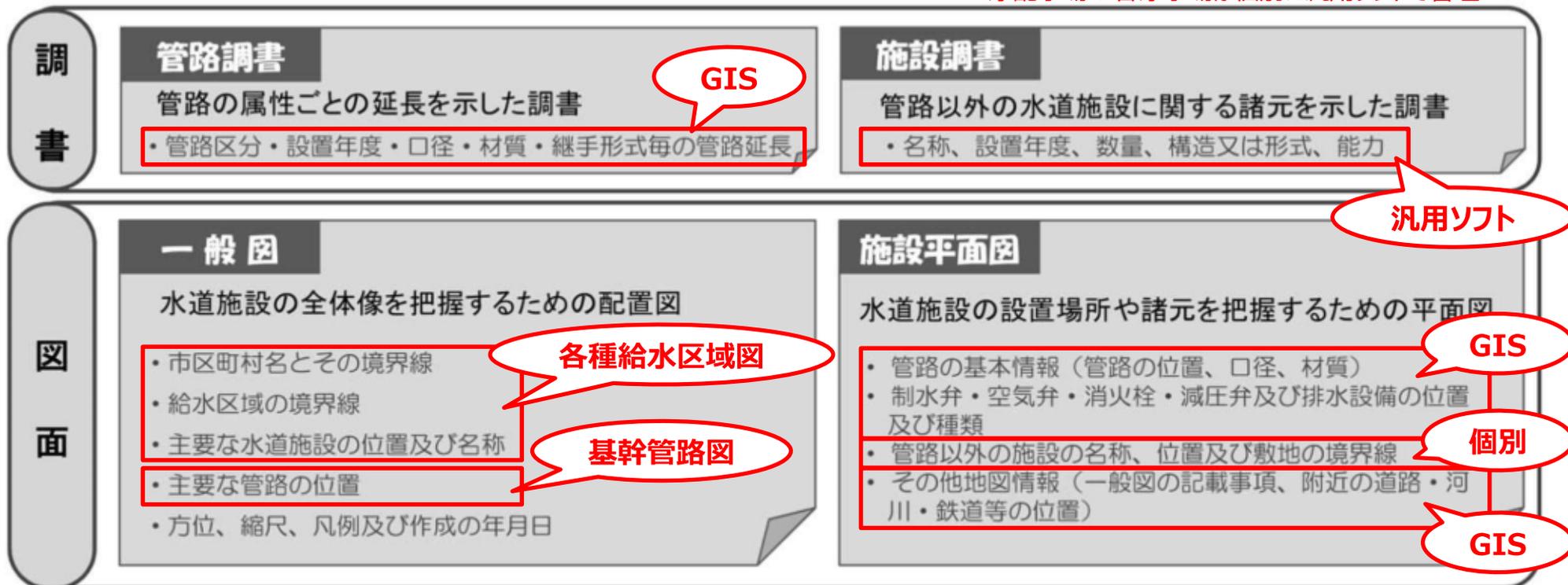
施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)

水道施設台帳の整備

■ 調書及び図面として整備すべき情報

本市の現在の情報管理
 管路：水道管路施設情報GIS（マッピングシステム）
 浄配水場：各浄水場が個別に汎用ソフトで管理



※ 属性情報など電子システムで把握している場合も、水道施設台帳を整備していると思なす

■ 形式を問わず整備すべき情報

GIS

- ・ 管路の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・ 水道メーターの位置
- ・ 制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・ 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路の構造形式、条数及び延長

水道施設台帳の活用方法等の留意点について

- ① 前述の情報に加え、水道施設の管理に活用できる他の情報も、水道施設台帳として整備する。
(例)
 - ・ 給水管に関する情報(口径・材質など) ← GIS
 - ・ 工事図面 ← 管路：GIS 浄配水場：各浄水場で個別に管理
 - ・ 写真情報 ← 管路：水管橋台帳 浄配水場：航空写真あり
 - ・ 制水弁の開閉状況 など ← 管路：GIS 浄配水場：各浄水場で個別に管理
- ② 資産データの一部が欠損している場合は、以下の方法等により概略を把握し、台帳に反映する。
 - ・ 過去の工事記録整理
 - ・ 職員OBへの聞き取り調査
 - ・ 現地調査で把握
 - ・ 当該市町村の他の社会資本の整備状況から推測
 - ・ 隣接市町村の同種施設(例えば、同種管路等)の整備年度から推測
- ③ 水道施設台帳は、情報管理の効率化と危機管理対策の強化が図られるよう、必要に応じて電子化する。
管理方法の統一、一元管理
- ④ 水道施設台帳の情報を、固定資産台帳などと整合をとりながら、中長期の更新需要の算定等に活用する。
分析や統計が可能なデータ管理

水道施設台帳の作成・保管について

現状

管路：水道管路施設情報GIS（マッピングシステム）により、整備すべき情報は整備済み。

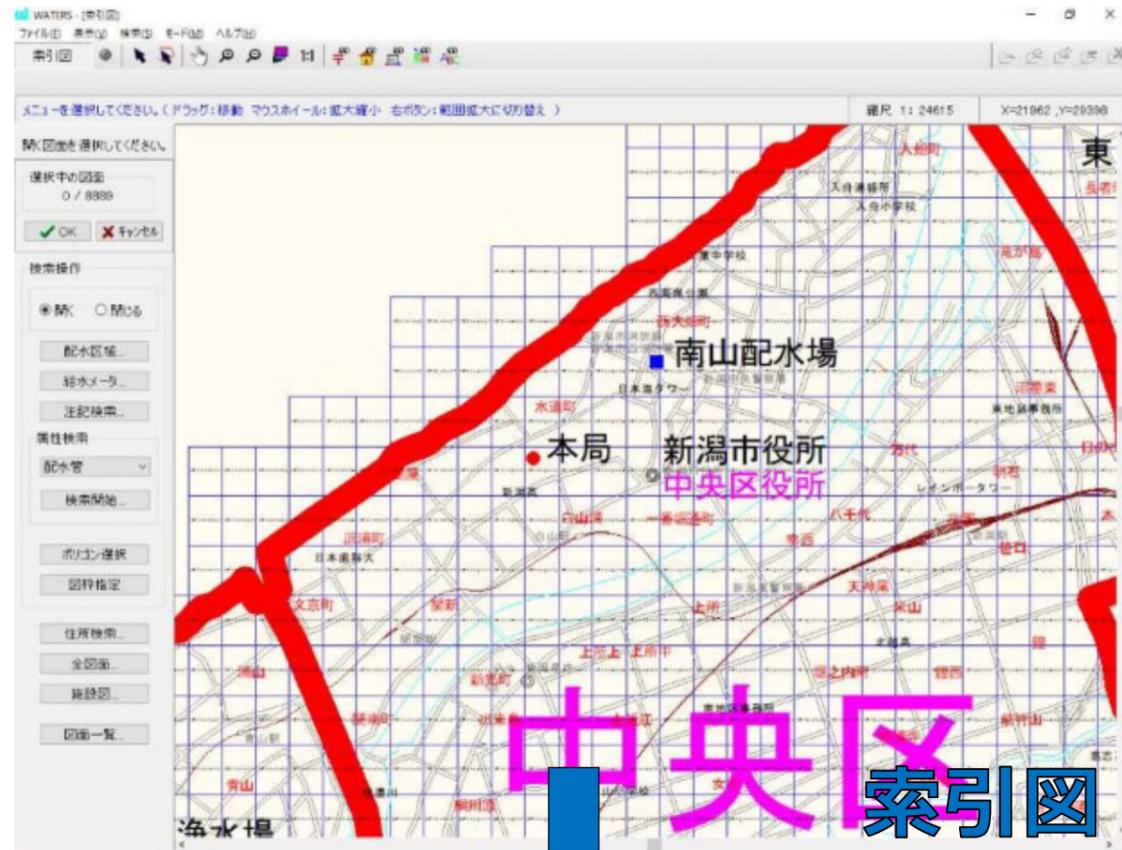
浄配水場：整備すべき情報は保管しているが、管理方法が統一されていない。

今後

管路：引き続き、現システムにより、適切な情報管理を行っていく。

浄配水場：水道施設台帳の活用方法等の留意点、及び費用対効果を踏まえ、管理方法の改善の検討を進める。（管理方法の統一、一元管理、分析や統計が可能なデータ管理など）

管路の台帳の例 (GIS)



中央区索引図



メータ情報

管路図

浄配水場の台帳の例 (個別に汎用ソフトで管理)



青山浄水場

■機器台帳 阿賀野川浄水場 A 取水・導水設備一覧

設備分類	No.	機器名	型式	施工業者/竣工年
取水受変電設備	1	高圧変電器	GL-6G	株式会社 平成19年
	2	変圧器	JEC-204-197B	日新電機株式会社 1974年
	3	配電盤	DSC-6AB-FR+CL1	日新電機株式会社 1974年
	4	マイクログリッド	YUMIC-5E3D	宮工業株式会社 平成6年
取水塔電気計装設備	5	送水水圧計	SL1-SW-1000F	横河電機株式会社 平成16年
	6	送水流量計	SL-120C (積込型)	横河電機株式会社 平成5年
	7	1号流量計	AS-174-S	横河電機株式会社 平成6年
	8	2号流量計	AS-174-S	横河電機株式会社 平成6年
	9	3号流量計	AS-174	横河電機株式会社 平成6年
	10	4号流量計	AS-174	横河電機株式会社 平成6年
	11	1号取水ポンプ	LSM-F	前井産業株式会社 平成19年
	12	2号取水ポンプ	LSM-F	前井産業株式会社 平成19年
	13	3号取水ポンプ	WSE-W	前井産業株式会社 平成19年
	14	4号取水ポンプ	LSM-F	前井産業株式会社 平成20年
取水設備	15	2号取水ポンプ電動機	WSE-W	前井産業株式会社 平成20年
	16	2号取水ポンプ吐出弁	BT-A型/バタフライ弁	前井産業株式会社 平成20年
	17	3号取水ポンプ	LSM	前井産業株式会社 平成17年
配電線路設備	18	3号取水ポンプ電動機	WSE-W	前井産業株式会社 平成17年
	19	3号取水ポンプ吐出弁	BT-F型/バタフライ弁	前井産業株式会社 平成17年
	20	PAS制御器	KS	前井産業株式会社 平成19年
導水管設備	21		0	0
	22		0	0
その他附属設備	23		0	0
	24		0	0
取水受変電設備	25		0	0
	26		0	0
	27	取水ポンプ用電機設備	845492	株式会社 1991年
	28		0	0
	29		0	0
	30	高圧制御盤	LG-6A-H	宮工業株式会社 1985年
	31	変電器	CMR-DFT	宮工業株式会社 1985年
	32	変圧器	MP-YDC	宮工業株式会社 1985年
	33	変圧器(積込)	MP-SR	宮工業株式会社 1985年
	34	1号ポンプ主幹	FG225B	宮工業株式会社 平成15年
	35	2号ポンプ主幹	FG225B	宮工業株式会社 平成15年
	36	3号ポンプ主幹	FG225B	宮工業株式会社 平成15年
	37	4号ポンプ主幹	FG225B	宮工業株式会社 平成15年
	38	5号ポンプ主幹	FG225B	宮工業株式会社 平成15年
39	6号ポンプ主幹	FG225B	宮工業株式会社 平成15年	
取水受変電設備	40	取水ポンプ1号	SH-D-837	横河電機株式会社 平成18年
	41	取水ポンプ2号	SH-D-837	横河電機株式会社 平成18年
	42	取水ポンプ3号	SH-D-837	横河電機株式会社 平成18年
	43	取水ポンプ4号	SH-D-837	横河電機株式会社 平成18年
	44	取水ポンプ5号	SH-D-837	横河電機株式会社 平成18年

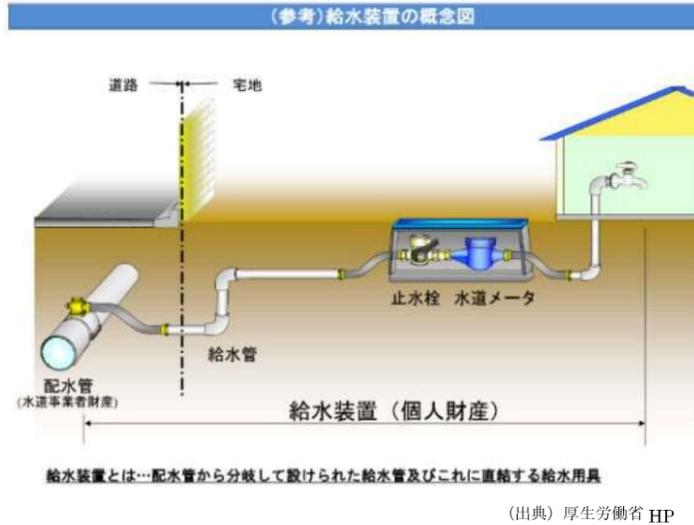
阿賀野川浄水場

■機器台帳

施設名	阿賀野川浄水場	作成・最終更新日	2007/4/6
設備名	取水・導水設備	レコードNo.	1
設備コード	A	設備分類	取水受変電設備
機器名	高圧変電器	設置場所(組)	取水塔51込盤
型式	GL-6G	Dev.	LA
製造番号		製造年月	2007年
製造メーカー	宮田電機工業	施工業者	株式会社宮井工業所
竣工年月	2007年3月		
仕様	直列キップ付絶縁化巻線巻線器		
種別/一般用	定格電圧/8.4kV	公称電圧/6.6kV	公称放電電流/2.5kA
商用周波数	開始電圧/13.9kV以上	商用周波数	22kV
雷インパルス耐電圧	60kV		
※台車は既設(1973年設置)を使用			
履歴/備考	<ul style="list-style-type: none"> ・設置/昭和49年3月 4号 阿賀野川浄水場 取水ポンプ用電機設備第1期工事 ・更新/平成19年3月 取水受変電設備修理工事 		

1 指定給水装置工事事業者とは

- 給水装置 (右図参照) の新設、修繕工事を施工するには、水道事業者の**指定**が必要
- 本市指定事業者：568 者
(平成 31 年 2 月末現在)



2 水道法における更新制導入の経緯

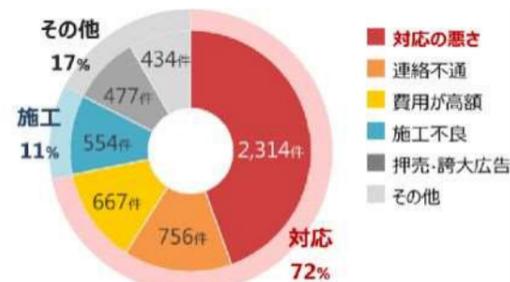
(現状)

- 平成 8 年の法改正以降、工事事業者の指定数は増加
- 現行制度は新規指定のみ。廃止・休止等の手続が反映しにくい。

(課題)

- 諸手続きが行われず、実態把握や指導が困難
- 修繕の施工不良など技術力不足
- 苦情や違反が多い

苦情の内訳 (H25 厚労省まとめ)



⇒ 一部指定事業者の資質欠如への対応が必要

3 水道法における対応策

- 工事を適正に行うための資質保持や実態とのかい離の防止を図るため、**5 年の有効期間** (更新サイクル) を設定
(他事業の例) 電気工事業、建設業、※下水道の排水設備工事業：5 年
※条例により有効期間が規定されるが、5 年が多い
- 更新時に指定要件や研修受講状況など事業実態を確認

4 本市の対応 (案)

今後施行予定の水道法施行令の内容を踏まえ、本市における更新制度の諸対応 (受付方法や指定事業者への周知方法等) を検討。

【参考】 水道法改正の概要 (平成 30 年 12 月 6 日成立)

- ① 関係者の責務の明確化 基盤強化に係る都道府県・事業者の責務の明確化
- ② 広域連携の推進 都道府県が中心となった広域連携の推進
- ③ 適切な資産管理の推進 施設台帳や収支見通しの作成
- ④ 官民連携の推進 民間事業者に公共施設運営権を設定できる仕組みの導入
- ⑤ **指定給水装置工事事業者制度の改善** 指定更新制の導入

災害協定の締結について

経営管理課

災害発生時における迅速・確実な応急対応（応急給水、応急復旧等）の実施に寄与するため、当局と他水道事業者や民間事業者等との間において、災害協定を締結するもの。

これにより、災害発生時の当局における災害時対応力の強化を図ることができる。今年度は、当局と民間事業者との間において、災害協定を2つ締結した。

【H30年度に締結した災害協定】

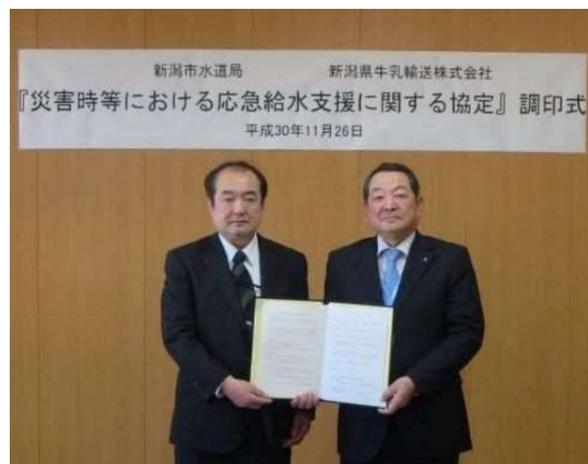
①「災害時等における応急給水支援に関する協定」

締結日：平成30年11月26日

締結先：新潟県牛乳輸送株式会社

支援内容：同社の輸送用タンク車による応急給水（運転手の人的支援を含む）

同社の保有タンク車：14m³×3台、10m³×4台、7m³×4台、4m³×15台ほか



両者による協定書の調印

《新潟県牛乳輸送(株)、新潟市水道局（左から）》



新潟県牛乳輸送(株)のタンク車

(平成30年1月寒波時の支援)

②「災害時等における支援に関する協定」

締結日：平成30年11月26日

締結先：新潟企業株式会社、水道機工株式会社及び株式会社水機テクノス

支援内容：当局が管理する水道用設備〔沈澱設備、薬品注入設備、ろ過設備（それぞれ付属機器を含む）〕の機能の早急復旧

その他：地元企業である新潟企業(株)を主体とした指示命令系統を確立し、初動対応～応急措置～応急復旧まで、各社役割を明確にした支援を実施



4者による協定書の締結

《水道機工(株)、新潟市水道局、新潟企業(株)、(株)水機テクノス（左から）》



ろ過池

(信濃川浄水場)

【災害協定締結の取組み状況（過去3か年）】

	水道事業者等（締結先）	民間事業者等（内容）
平成28年度		2協定（施設復旧等）
平成29年度	1協定（名古屋市）	3協定（応急給水、市民広報、駐車場提供、施設復旧等）
平成30年度		2協定（応急給水、施設復旧等）

※協定締結数 23（平成30年11月現在）

新潟市水道局 災害協定締結一覧

協定締結団体数：23 （内訳：地方公共団体等11，民間事業者12）

平成31年1月10日現在

番号	区分	協定団体名	協定概要	締結年月日 (全面改正&再締結等)	備考
1	地方公共 団体等	名古屋市上下水道局（協定）	災害時の相互応援及び災害対策の技術協力	H29.2.10	
2		岡山市水道局（覚書）	災害時燃料供給の相互協力	H27.1.30	
3		神戸市水道局（覚書）	災害時燃料供給の相互協力	H26.3.24	
4		静岡市上下水道局（覚書）	災害時燃料供給の相互協力	H26.2.5	
5		横浜市水道局（覚書）	災害時燃料供給の相互協力	H25.8.27	
6		仙台市水道局（覚書）	災害時の相互応援	H24.11.20	
7		19大都市水道局（覚書）	災害時の相互応援	H25.3.31	
8		日本水道協会新潟県支部（要綱）	災害時の相互応援	S52.5.20 (全面改正：H27.4.1)	
9		日本水道協会中部地方支部（協定）	災害時の相互応援	H15.7.1 (再締結：H29.10.15)	
10		五泉市（協定）	緊急連絡管水融通等の相互応援	H12.1.14 (再締結：H18.6.1)	
11		三条市（協定）	緊急連絡管水融通等の相互応援	H25.3.22	
12	民間 事業者等	昱工業株式会社（協定）	災害時等における水道用設備の復旧支援	H28.11.1	
13		敦井産業株式会社及び株式会社クボタ（3者協定）	災害時等における水道用設備の復旧支援	H28.10.1	
14		新潟企業株式会社, 水道機工株式会社 株式会社水機テクノス（4者協定）	災害時等における水道用設備の復旧支援	H30.11.26	
15		公益財団法人新潟水道サービス（協定）	災害時における応急対策委託業務	H26.8.1	
16		株式会社荏原製作所北陸支社（協定）	災害時等における支援	H29.5.9	
17		第一環境株式会社（協定）	災害時等における応援協力	H29.5.9	
18		新潟市管工事業協同組合（協定）	災害時の応援活動 (応急給水・応急復旧)	H9.3.28 (再締結：H30.4.13)	
19		新潟市海洋河川文化財団（覚書）	災害時等における支援協力 (駐車場借用)	H30.1.11	
20		白根管工事協会（協定）	災害時の水道施設の応急復旧	H17.8.17	
21		小須戸管工事協会（協定）	災害時の水道施設の応急復旧	H17.8.22	
22		麒麟山酒造株式会社（協定）	災害時の応急給水支援	H19.3.8	
23		新潟県牛乳輸送株式会社（協定）	災害時の応急給水支援	H30.11.26	
協定の扱いに準ずる旨，相互了解済み					
---		近藤産業株式会社	災害時の応急給水支援	H19年度	